

胎児超音波スクリーニング 診療枠拡大のお知らせ

2024年9月より「胎児超音波スクリーニング」の診療枠が拡大し、火曜日・木曜日・土曜日の週3回となりました。妊娠中は、赤ちゃんの発育を見るための超音波検査が妊婦健診ごとに行われます。これは「一般超音波検査」と呼ばれています。しかし、妊婦健診で行われる「一般超音波検査」だけでは、胎児の細かい異常に気づかない場合や、妊娠後期になって初めて異常が現れる疾患もあります。

そこで当院では、胎児の詳細情報を把握し、より安心して出産を迎えていただけるよう、当院通院中の妊婦さんに妊娠20週頃と30週頃の2回に分けて、より詳細な「胎児超音波スクリーニング」をお勧めしています。

検査では、日本産婦人科学会のガイドラインに基づき、経験豊富な産科医師と超音波技師が、赤ちゃんの頭部や胸部、心臓、腹部、手足、指先、臍帯及び胎盤まで、時間をかけて丁寧に調べます。検査所要時間は約20～30分です。検査終了後、検査内容を含む写真及び検査レポートを発行し、さらに記念の4D写真をプレゼントします。

万が一、異常が見つかり、赤ちゃんが出生後に特別な治療が必要と判断された場合は、専門性の高い連携施設へご紹介いたします。緊急性のない異常が疑われ、後日再度受診が必要となった場合は、しばらく当院で引き続きフォローも可能です。

胎児超音波スクリーニング 検査曜日：火曜日、木曜日、土曜日

妊娠中期(18-20週)、妊娠後期(28-30週)の検査費用は15000円です。